

独立行政法人国民生活センター 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：テレワーク、フレックスタイム、時差出勤（始業時刻または終業時刻を繰り上げまたは繰り下げる）等の柔軟な働き方に資する制度を導入する。

<対策>

- 令和5年度 テレワーク、フレックスタイム、時差出勤（始業時刻または終業時刻を繰り上げまたは繰り下げる）等の柔軟な働き方に資する制度について、課題の抽出と対応について検討・調整する。
- 令和6年度 就業規程等を整備し、対象を絞ったうえで、当該対象となりうる者へ制度を周知する。
- 令和7年度 対象者において、制度の運用を開始する。
- 令和8年度 制度の拡充について、課題の抽出と対応について検討・調整する。必要に応じて就業規程等を再整備し、対象者へ制度を周知する。
- 令和9年度 拡充した制度の運用を開始する。

目標2：職員の平均超過勤務時間を10時間以内とする。

<対策>

- 各年4月 ～ 前年度の超過勤務の状況について実態を把握する。
- 各年4月 ～ 管理職は、過重な負担が長期に亘って特定の職員に集中しないよう、適切な業務配分を行う。
- 令和5年度 管理職が職員の超過勤務状況をより一層把握・管理しやすくするための新しい勤怠管理システムの運用を開始すると

ともに、前回の一般事業主行動計画期間における超過勤務の状況を踏まえ、必要な措置を講ずる。

- 令和6年度 職員の平均超過勤務時間が15時間以上の部署での課題を抽出する。
- 令和7年度 上記部署での課題解消に向けて、課題達成済みの部署での取組みの好事例を参考にするなど必要な措置を講ずる。
- 令和8年度 業務システムの刷新などにより、業務の効率化を図る。あわせて、職員の平均超過勤務時間が12時間以上の部署での課題を抽出する。
- 令和9年度 上記部署での課題解消に向けて、平均超過勤務時間が極端に多い部署への人員の充足も含め必要な措置を講ずる。